

# 令和5年第3回区議会定例会

## 議案等説明資料

※議案第75号については資料なし

(議案第 6 5 号)

## 杉並区プールの衛生管理等に関する条例等の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

このたび、「生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)により、旅館業法等の一部が改正され、生活衛生関係営業等の事業譲渡を円滑かつ簡便に行えるよう、事業を譲り受けた者は、相続等の場合と同様に、新たな営業の許可を得ることなく営業者の地位を承継すること等とされた。

このことに伴い、プールの経営を譲渡する場合の地位の承継について定める等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する 4 件の条例について、条建てで改正することとする。

### <改正の概要>

- 1 第 1 条による杉並区プールの衛生管理等に関する条例の一部改正  
プールの経営の許可を受けた者(以下「許可経営者」という。)が当該プールの経営を譲渡したときは、当該プールの経営を譲り受けた者は、許可経営者の地位を承継することとする。(第 3 条の 2)
- 2 第 2 条による杉並区興行場法施行条例の一部改正  
興行場法の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行う。(第 3 条)
- 3 第 3 条による杉並区事務手数料条例の一部改正  
事業譲渡の場合における旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料を 1 件につき 9, 7 0 0 円とする。(別表第 1 の 1 7 の項)
- 4 第 4 条による杉並区旅館業法施行条例の一部改正  
旅館業法の一部改正に伴い、宿泊を拒むことができる事由に係る規定で引用している同法の条項を改める。(第 6 条)

### <実施の時期等>

- 1 改正法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。(附則第 1 項)
- 2 必要な経過措置を定める。(附則第 2 項及び第 3 項)

【問合せ先】

生活衛生課 内線 4 5 2 2

(議案第66号)

杉並区空家等対策協議会条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

このたび、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空家等の有効活用や適切な管理を図るとともに、特定空家等の除却等を更に促進することにより、空家等対策を総合的に強化するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正されたことに伴い、杉並区空家等対策協議会条例で引用している同法の条項が改められた。

このことに伴い、所要の規定の整備を図る必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

所掌事項に係る規定で引用している「空家等対策の推進に関する特別措置法」の条項を改める。(第2条)

<実施の時期>

「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

【問合せ先】

住宅課 内線3531

(議案第 67 号)

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

<改正の趣旨>

区は、杉並区立西荻窪西自転車駐車場、杉並区立阿佐ヶ谷東自転車駐車場、杉並区立阿佐ヶ谷西高架下自転車駐車場及び杉並区立高円寺東高架下自転車駐車場について、株式会社ジェイアール東日本都市開発及び東日本旅客鉄道株式会社から自転車駐車場施設等を借り受け、運営しているところである。

このたび、株式会社ジェイアール東日本都市開発から申出を受け、協議を行った結果、区は、当該自転車駐車場施設等を両社に返還し、その後、株式会社ジェイアール東日本都市開発が一括して自転車駐車場の運営を行うこととなった。

このことに伴い、西荻窪西自転車駐車場等を廃止する必要があるため、この条例案を提出する。

<改正の概要>

西荻窪西自転車駐車場等に係る規定を削除する。(別表第1)

<実施の時期>

令和6年7月1日

【問合せ先】

土木管理課 内線3401

(議案第68号)

## 杉並区立公園条例の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

区は、屋敷林のみどりを保全し、荻外荘が有する歴史的・文化的価値を最大限に活用するため、荻外荘及びその敷地を取得し、杉並区立荻外荘公園として整備することとした。

このたび、荻外荘公園が開園すること等に伴い、近隣の杉並区立大田黒公園及び杉並区立角川庭園との連携のあり方を検討した結果、角川庭園及び荻外荘公園に指定管理者制度を導入し、既に指定管理者制度を導入している大田黒公園を含め3園を一体的に管理・運営することとした。

このこと等に伴い、荻外荘公園和室等の利用料金を定める等の必要がある。

なお、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、2条建てとする。

### <改正の概要>

#### 1 第1条による杉並区立公園条例の一部改正

- (1) 指定管理者に行わせる都市公園の管理の業務に、物件を設けない占有を許可することを加えるとともに、当該占有に係る利用料金を定めること等とする。(第12条、第21条、第21条の7、第21条の9及び第21条の13並びに改正後の別表第5)
- (2) 杉並区立西田第二児童遊園を都市公園として設置することとしたことに伴い、西田第二児童遊園に係る規定を削除する。(別表第1)
- (3) 角川庭園の有料施設の使用料に係る規定を削除し、利用料金を定める。(別表第4及び改正後の別表第6)

#### 2 第2条による杉並区立公園条例の一部改正

- (1) 荻外荘公園の有料施設の利用料金を定めること等とする。(第17条、第21条の9、第21条の13、別表第6及び別表第7)
- (2) 売店等(荻外荘公園)の使用料を定める。(別表第2)

### <実施の時期等>

- 1 令和6年4月1日から施行する。ただし、前記1(2)については令和5年12月1日から、前記2については公布の日から起算して1年6月を

超えない範囲内において規則で定める日（令和6年12月を予定）から施行する。（附則第1項）

2 必要な準備行為及び経過措置について定める。（附則第2項から第6項まで）

**【問合せ先】**

みどり公園課 内線3571

(議案第69号)

杉並区特別養護老人ホーム上井草園及び併設2施設空気調和設備改修その他工事  
の請負契約の締結について

|        |  |
|--------|--|
| 件名     | 杉並区特別養護老人ホーム上井草園及び併設2施設空気調和設備改修その他工事の請負契約の締結について   |
| 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 契約の相手方 | 杉並区桃井一丁目1番20号<br>峯尾・梶原 建設共同企業体<br>代表者 峯尾機工 株式会社<br>代表取締役 峯尾 章  |
| 契約の金額  | 295,900,000円   |
| 契約の目的  | 老朽化した空気調和及び照明設備の更新を行い、より効果的な空気調和及び照明設備環境を整備した施設とするため大規模改修を行う。  |
| 工事概要   | 1. 機械設備工事<br>・各居室、厨房事務室のルームエアコンを49台新設<br>・電気式ヒートポンプエアコン室外機を5台、室内機を17台新設<br>・ガスヒートポンプエアコン室外機を6台、室内機を41台新設<br>・GHPチラーを2台、外調機を3台新設<br>・受水槽を1基、ラインポンプを1台新設<br>・上記工事に伴う配管、配線、ダクト、建築工事<br>・既設熱源機器、付属設備、配管、配線、ダクト等撤去<br>2. 電気設備工事<br>・上記工事に伴う電気設備工事<br>・原則施設内すべての照明器具の撤去・新設 |
| 工事期間   | 契約締結の翌日から令和6年7月31日まで   |
| 発注方法   | 建設共同企業体発注  |
| 仮契約日   | 令和5年8月25日  |
| 入札参加者数 | 自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体3者  |

【問合せ先】 営繕課 内線1561  
                  経理課 内線1531



(議案第70号)

杉並区立富士見丘中学校改築建築工事の請負契約の締結について

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | 杉並区立富士見丘中学校改築建築工事の請負契約の締結について   |
| 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 契約の相手方 | 杉並区高円寺南四丁目15番11号<br>白石・江州・国際・目時 建設共同企業体<br>代表者 白石建設 株式会社<br>代表取締役 北澤 暖  |
| 契約の金額  | 3,091,000,000円  |
| 契約の目的  | 老朽化校舎の更新及び教育環境の向上などのため、杉並区立富士見丘中学校を改築する。  |
| 工事概要   | 杉並区立富士見丘中学校の改築工事を行う。<br>改築概要<br>・敷地面積 : 9,298.92 m <sup>2</sup><br>・構造 : 鉄筋コンクリート造、一部 鉄骨造、一部プレストレストコンクリート造<br>・階数 : 地上4階<br>・規模 : 建築面積 2,773.56 m <sup>2</sup><br>延床面積 6,620.88 m <sup>2</sup><br>主な諸室<br>・1階 : 職員室、校長室、主事室、事務室、多目的室兼交流室、アリーナ、会議室、防災倉庫等<br>・2階 : 普通教室、進路指導室、音楽室、美術室、個別学習室等<br>・3階 : 普通教室、英語教室、理科室、多目的室<br>・4階 : 普通教室、少人数教室、技術室、屋上プール関連諸室等<br>その他施設<br>連絡通路 (道路上建築物)、屋外倉庫棟、駐輪場等<br>環境整備 : 校庭整備・舗装・植栽等<br>建物解体 : 校舎・屋内運動場等<br>昇降機設備工事 |
| 工事期間   | 契約締結の翌日から令和8年2月27日まで  |
| 発注方法   | 建設共同企業体発注   |
| 仮契約日   | 令和5年8月14日   |
| 入札参加者数 | 自主結成された4社を構成員とする建設共同企業体2者   |

【問合せ先】 営繕課 内線1561 経理課 内線1531  
学校整備課 内線1681

(議案第71号)

杉並区立富士見丘中学校改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | 杉並区立富士見丘中学校改築給排水衛生設備工事の請負契約の締結について  |
| 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 契約の相手方 | 杉並区桃井一丁目3番2号<br>シンコー・ミナト 建設共同企業体<br>代表者 シンコー・克明工業 株式会社<br>代表取締役 吉田 香太郎  |
| 契約の金額  | 242,000,000円  |
| 工事概要   | 1. 衛生器具設備工事<br>2. 給水設備工事<br>3. 中水給水設備工事<br>4. 排水設備工事<br>5. 給湯設備工事<br>6. 消火設備工事<br>7. ろ過設備工事<br>8. 自動制御設備工事<br>9. グラント散水設備工事<br>10. 井戸設備工事<br>11. ガス設備工事 |
| 工事期間   | 契約締結の翌日から令和8年2月27日まで  |
| 発注方法   | 建設共同企業体発注   |
| 仮契約日   | 令和5年8月14日   |
| 入札参加者数 | 自主結成された2社を構成員とする建設共同企業体2者   |

【問合せ先】 営繕課 内線1561

経理課 内線1531

(議案第72号)

杉並区立中瀬中学校改築建築工事の請負契約の締結について

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | 杉並区立中瀬中学校改築建築工事の請負契約の締結について   |
| 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 契約の相手方 | 杉並区高円寺南四丁目3番3号<br>渡辺・江州・矢島・天心 建設共同企業体<br>代表者 渡辺建設 株式会社<br>代表取締役 渡辺 健司   |
| 契約の金額  | 3,762,000,000円  |
| 契約の目的  | 老朽化校舎の更新及び教育環境の向上などのため、杉並区立中瀬中学校を改築する。  |
| 工事概要   | 杉並区立中瀬中学校の改築工事を行う。<br>改築概要<br>・敷地面積 : 11,729.08 m <sup>2</sup><br>・構造 : 鉄筋コンクリート造<br>・階数 : 地上4階<br>・規模 : 建築面積 3,508.05 m <sup>2</sup><br>延床面積 8,180.24 m <sup>2</sup><br>主な諸室<br>・1階: 職員室、校長室、主事室、事務室、アリーナ、図書室、開放会議室、防災倉庫、給食室等<br>・2階: 普通教室、特別支援教室、技術室、会議室等<br>・3階: 普通教室、理科室、美術室等<br>・4階: 普通教室、家庭科室、音楽室、多目的室、プール等<br>その他<br>駐車場、駐輪場、歩道状空地、解体工事(擁壁・一部建物)等<br>昇降機設備工事 |
| 工事期間   | 契約締結の翌日から令和7年11月14日まで   |
| 発注方法   | 建設共同企業体発注   |
| 仮契約日   | 令和5年8月14日   |
| 入札参加者数 | 自主結成された4社を構成員とする建設共同企業体2者   |

【問合せ先】 営繕課 内線1561  
経理課 内線1531  
学校整備課 内線1681

## 杉並区立高井戸小学校増築建築その他工事の請負契約の締結について

|        |   |
|--------|---|
| 件名     | 杉並区立高井戸小学校増築建築その他工事の請負契約の締結について   |
| 契約の方法  | 一般競争入札  |
| 契約の相手方 | 杉並区荻窪五丁目18番14号<br>株式会社 興建社<br>代表取締役 水島 隆明   |
| 契約の金額  | 407,000,000円  |
| 契約の目的  | 教育環境の充実及び学童クラブを整備するため、杉並区立高井戸小学校を増築する。  |
| 工事概要   | <p>1. 増築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地面積：10,864.25㎡</li> <li>・建築面積：445.18㎡（既存建築面積：4,095.97㎡）</li> <li>・延床面積：928.44㎡（既存延床面積：9,636.96㎡）</li> <li>・構造：鉄筋コンクリート造</li> <li>・階数：地上3階</li> <li>・主な諸室 <ul style="list-style-type: none"> <li>1階：育成室、事務室、静養室、倉庫等</li> <li>2階：多目的室、図工室、図工準備室等</li> <li>3階：階段室等</li> </ul> </li> </ul> <p>2. 内装改修工事</p> <p>既存校舎の図工室及び図工準備室を普通教室2室に改修する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事 <ul style="list-style-type: none"> <li>仮設工事（養生・内外部足場・仮設壁等） 1式</li> <li>内装改修工事（撤去・改修） 275㎡</li> </ul> </li> </ul> |
| 工事期間   | 契約締結の翌日から令和6年8月9日まで   |
| 発注方法   | 単体発注  |
| 仮契約日   | 令和5年8月24日   |
| 入札参加者数 | 3者  |

【問合せ先】 営繕課 内線1561  
 経理課 内線1531  
 学校整備課 内線1681  
 児童青少年課 内線4401

(議案第74号)

令和5年度杉並区一般会計補正予算(第4号)

今回の補正予算は、地方財政法に基づく決算剰余金の2分の1以上の基金への積立のほか、子育て世帯や区内事業者の支援に係る事業等について、新たな事情や緊急性等の観点から必要な経費を計上するものです。

【概要】

補正事業 42事業 8,522,000千円  
財源更正 3事業

【主な歳出予算】

|                           |             |
|---------------------------|-------------|
| (1)施設整備基金積立金              | 5,001,500千円 |
| (2)財政調整基金積立金              | 547,280千円   |
| (3)公衆浴場の確保対策              | 3,780千円     |
| (4)杉並芸術会館の維持管理            | 8,714千円     |
| (5)体育施設の維持管理              | 89,531千円    |
| (6)保健福祉部国庫支出金返納金          | 347,000千円   |
| (7)保健福祉部都支出金返納金           | 114,000千円   |
| (8)介護保険事業者支援              | 142,969千円   |
| (9)日常生活支援サービス             | 4,629千円     |
| (10)地域型保育事業               | 20,060千円    |
| (11)子ども家庭部国庫支出金返納金        | 312,000千円   |
| (12)子ども家庭部都支出金返納金         | 303,000千円   |
| (13)保育所等物価高騰緊急対策事業        | 83,377千円    |
| (14)保育所等における子どもの安全対策支援事業  | 208,900千円   |
| (15)母子に関する相談・講座等          | 24,020千円    |
| (16)鉄道連続立体交差化の推進          | 12,147千円    |
| (17)多心型まちづくりの推進           | 3,420千円     |
| (18)交通安全運動の推進             | 21,926千円    |
| (19)公園等の整備                | 66,462千円    |
| (20)杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進 | 47,298千円    |
| (21)情報教育の推進               | 58,055千円    |
| (22)学校給食の推進               | 944,490千円   |
| (23)杉並第二小学校の改築            | 95,462千円    |
| (24)図書館運営                 | 11,016千円    |

**【歳入予算】**

|           |             |
|-----------|-------------|
| ○分担金及び負担金 | △189,782千円  |
| ○国庫支出金    | 35,037千円    |
| ○都支出金     | 903,260千円   |
| ○財産収入     | 1,665千円     |
| ○繰越金      | 7,693,722千円 |
| ○諸収入      | 78,098千円    |

**【債務負担行為】**

(追加)

(単位：千円)

| No. | 事 項  | 期 間     | 限度額     |
|-----|--|---------|---------|
| 1   | 防 災 施 設 整 備<br>(済美養護学校中学部増築・改修工事に伴う災害備蓄倉庫整備工事)               | 令和7年度まで | 56,000  |
| 2   | 体 育 施 設 の 維 持 管 理<br>(松ノ木運動場防球ネット改良工事)                       | 令和6年度まで | 88,000  |
| 3   | 杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進<br>( (仮称) 気候区民会議の開催 )                  | 令和6年度まで | 12,000  |
| 4   | 特 別 支 援 学 級 ・ 学 校 の 環 境 整 備<br>(済美養護学校中学部増築・改修工事)            | 令和7年度まで | 897,000 |
| 5   | 済 美 教 育 セ ン タ ー 環 境 整 備<br>(済美養護学校中学部増築・改修工事に伴う済美教育センター改修工事) | 令和7年度まで | 715,000 |

(変更)

(単位：千円)

| No. | 事 項                                | 補正前     |         |   | 補正後     |         |
|-----|------------------------------------|---------|---------|---|---------|---------|
|     |                                    | 期 間     | 限 度 額   |   | 期 間     | 限 度 額   |
| 1   | 公園等の整備<br>(下高井戸おおぞら公園整備工事)         | 令和7年度まで | 552,000 | → | 令和7年度まで | 726,000 |
| 2   | 公園等の整備<br>( (仮称) 杉並第八小学校跡地公園整備工事 ) | 令和6年度まで | 226,000 | → | 令和7年度まで | 284,000 |

(認定第1号～4号)

## 令和4年度杉並区各会計歳入歳出決算

地方自治法第233条第3項の規定により、「令和4年度杉並区各会計歳入歳出決算」を、監査委員の意見を添えて提出いたします。概要は以下のとおりです。

### 1. 認定第1号 令和4年度杉並区一般会計歳入歳出決算

決算書 P11

|          |                  |            |                   |         |
|----------|------------------|------------|-------------------|---------|
| 歳入決算額    | 236,071,701,454円 | (前年度比(増減)) | △ 15,759,378,820円 | △ 6.3%減 |
| 歳出決算額    | 223,215,358,899円 | (前年度比(増減)) | △ 15,073,079,641円 | △ 6.3%減 |
| 歳入歳出差引残額 | 12,856,342,555円  | (前年度比(増減)) | △ 686,299,179円    | △ 5.1%減 |

#### ○歳入 決算書 P12～17

(単位:円)

| 款              | 決算額             | 前年度比(増減)         |           |
|----------------|-----------------|------------------|-----------|
| 1 特別区税         | 69,572,836,745  | 2,160,740,190    | 3.2 %     |
| 2 地方譲与税        | 789,376,001     | 5,642,999        | 0.7 %     |
| 3 利子割交付金       | 238,535,000     | 56,164,000       | 30.8 %    |
| 4 配当割交付金       | 1,268,322,000   | △ 40,514,000     | △ 3.1 %   |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  | 972,407,000     | △ 626,405,000    | △ 39.2 %  |
| 6 地方消費税交付金     | 13,702,857,000  | 846,426,000      | 6.6 %     |
| 7 自動車税環境性能割交付金 | 197,938,622     | 26,442,207       | 15.4 %    |
| 8 地方特例交付金      | 340,887,000     | 10,404,000       | 3.1 %     |
| 9 特別区財政交付金     | 51,370,044,000  | 3,690,686,000    | 7.7 %     |
| 10 交通安全対策特別交付金 | 45,958,000      | △ 4,531,000      | △ 9.0 %   |
| 11 分担金及び負担金    | 2,893,317,182   | 184,040,596      | 6.8 %     |
| 12 使用料及び手数料    | 3,864,536,031   | 368,985,683      | 10.6 %    |
| 13 国庫支出金       | 47,084,918,193  | △ 7,358,566,457  | △ 13.5 %  |
| 14 都支出金        | 21,112,235,478  | 875,341,903      | 4.3 %     |
| 15 財産収入        | 512,450,839     | △ 993,068,113    | △ 66.0 %  |
| 16 寄附金         | 39,928,675      | △ 51,639,779     | △ 56.4 %  |
| 17 繰入金         | 3,944,629,777   | △ 14,812,347,132 | △ 79.0 %  |
| 18 繰越金         | 13,542,641,734  | 1,679,935,818    | 14.2 %    |
| 19 諸収入         | 2,385,182,969   | 1,663,911        | 0.1 %     |
| 20 特別区債        | 2,192,664,000   | △ 1,778,814,030  | △ 44.8 %  |
| 21 自動車取得税交付金   | 35,208          | 33,384           | 1,830.3 % |
| 合計             | 236,071,701,454 | △ 15,759,378,820 | △ 6.3 %   |

#### ○歳出 決算書 P18～21

(単位:円)

| 款       | 決算額             | 前年度比(増減)         |          |
|---------|-----------------|------------------|----------|
| 1 議会費   | 735,987,495     | △ 6,639,574      | △ 0.9 %  |
| 2 総務費   | 23,330,716,179  | △ 9,840,873,120  | △ 29.7 % |
| 3 生活経済費 | 7,080,517,777   | △ 1,184,639,774  | △ 14.3 % |
| 4 保健福祉費 | 118,296,809,175 | △ 944,692,652    | △ 0.8 %  |
| 5 都市整備費 | 10,162,484,341  | △ 2,835,983,661  | △ 21.8 % |
| 6 環境清掃費 | 7,205,333,132   | 548,604,584      | 8.2 %    |
| 7 教育費   | 16,539,703,684  | 915,141,518      | 5.9 %    |
| 8 職員費   | 37,140,714,580  | △ 123,479,716    | △ 0.3 %  |
| 9 公債費   | 2,723,092,536   | △ 1,600,517,246  | △ 37.0 % |
| 10 諸支出金 | 0               | 0                | - %      |
| 11 予備費  | 0               | 0                | - %      |
| 合計      | 223,215,358,899 | △ 15,073,079,641 | △ 6.3 %  |

**2. 認定第2号 令和4年度杉並区国民健康保険事業会計歳入歳出決算**

決算書 P25

|          |                  |            |                 |           |
|----------|------------------|------------|-----------------|-----------|
| 歳入決算額    | 53,092,138,015 円 | (前年度比 (増減) | △ 69,655,391 円  | △ 0.1%減)  |
| 歳出決算額    | 52,199,572,036 円 | (前年度比 (増減) | 238,569,668 円   | 0.5%増)    |
| 歳入歳出差引残額 | 892,565,979 円    | (前年度比 (増減) | △ 308,225,059 円 | △ 25.7%減) |

**3. 認定第3号 令和4年度杉並区介護保険事業会計歳入歳出決算**

決算書 P33

|          |                  |            |                 |          |
|----------|------------------|------------|-----------------|----------|
| 歳入決算額    | 45,457,064,309 円 | (前年度比 (増減) | △ 285,595,426 円 | △ 0.6%減) |
| 歳出決算額    | 43,584,698,188 円 | (前年度比 (増減) | △ 639,041,338 円 | △ 1.4%減) |
| 歳入歳出差引残額 | 1,872,366,121 円  | (前年度比 (増減) | 353,445,912 円   | 23.3%増)  |

**4. 認定第4号 令和4年度杉並区後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算**

決算書 P43

|          |                  |            |                 |           |
|----------|------------------|------------|-----------------|-----------|
| 歳入決算額    | 15,307,292,981 円 | (前年度比 (増減) | 1,584,787,319 円 | 11.5%増)   |
| 歳出決算額    | 15,204,510,045 円 | (前年度比 (増減) | 1,713,199,740 円 | 12.7%増)   |
| 歳入歳出差引残額 | 102,782,936 円    | (前年度比 (増減) | △ 128,412,421 円 | △ 55.5%減) |

**< 附属資料 >****○実質収支に関する調書 決算書 P659～662**

(単位:円)

| 区 分             | 一般会計            | 国民健康保険事業会計     | 介護保険事業会計       | 後期高齢者医療事業会計    |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 歳入総額            | 236,071,701,454 | 53,092,138,015 | 45,457,064,309 | 15,307,292,981 |
| 歳出総額            | 223,215,358,899 | 52,199,572,036 | 43,584,698,188 | 15,204,510,045 |
| 歳入歳出差引額         | 12,856,342,555  | 892,565,979    | 1,872,366,121  | 102,782,936    |
| 翌年度へ繰越すべき財源(※1) | 2,662,620,425   | 0              | 0              | 0              |
| 実質収支額           | 10,193,722,130  | 892,565,979    | 1,872,366,121  | 102,782,936    |
| 基金繰入額(※2)       | 0               | 0              | 0              | 0              |

※1 翌年度へ繰越すべき財源は、継続費通次繰越額、繰越明許費繰越額、事故繰越し繰越額の計一般会計の2,662,620,425円は、繰越明許費繰越額2,655,690,425円、事故繰越し繰越額6,930,000円  
繰越明許費繰越額には、他に未収入特定財源が315,608,500円ある。

※2 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額

**< その他の決算に係る書類 >**

○令和4年度区政経営報告書

○令和4年度決算参考資料